

重要事項説明書

株式会社 福祉協同サービス

(2022年10月1日現在)

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

1. 事業者の概要

- 名称 株式会社 福祉協同サービス
- 代表者名 代表取締役社長 小川 一八
- 本社所在地・電話 東京都足立区柳原1-7-10
電話：03-5813-9731 F A X：03-5813-9732

2. サービスを提供する事業所の概要

- 事業所名 株式会社福祉協同サービス 千葉営業所
- 介護保険事業者番号 1270202029号
- 居宅サービス種類 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- 管理者 管理者氏名
- 連絡先 電話 043-350-1515 F A X 043-350-1516
- 通常のサービス提供地域 千葉市・船橋市・市川市・鎌ヶ谷市・白井市・習志野市・八千代市・四街道市・市原市

3. サービスを提供する事業所の職員体制

	常 勤	非 常 勤
管 理 者	1名	名
福祉用具専門相談員	名	名

4. 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（祝日及び12/30～1/3を除く）
営 業 時 間	9時00分～18時00分

5. サービス利用料及び利用者負担のお支払方法

- レンタル料金及び利用者負担 別添【福祉用具レンタルカタログ・納品書】通り
レンタル期間に応じて変動する料金設定や商品の購入への切替はしておりません。
- 利用者負担金のうち、関係法令に基づいて定められたものが契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者は契約者に通知します。
- 販売料金及び利用者負担 販売した特定福祉用具の商品名、販売費用、等記載した【納品書】通り
- 【貸与】利用料金及び自己負担のお支払方法 ・お支払いはご指定の金融機関の口座から月1回引落とす方法と当社の指定の口座にお振込頂く方法よりお客様にお選びいただけます。手数料は当社にて負担いたします。
- 【販売】利用料金及び自己負担のお支払方法 ・お支払いは原則、商品と引き換えに現金でお支払頂きます。
※ 販売費用は全額をいったんお支払いいただきますが、保険給付の際に必要な書類等をお渡ししますのでお住まいの市町村に居宅介護福祉用具購入費の支給（利用者負担額除）申請を行って下さい。
- 法定代理受理（現物給付）払以後のお支払方法 ・居宅サービス計画を作成していないなど「償還払い」となる場合には、いったん利用料の全額（10割）をお支払いいただき、その後市町村に対して領収書を添付して保険給付分（9割又は8割・7割）を請求し、還付を受けることとなります。
介護保険外のサービスとなる場合は全額自己負担となります。
居宅サービス計画作成の際、介護支援専門員にご相談下さい。
- 交 通 費 ・通常サービス提供地域以外の地域についてのみ所定の交通費（実費相当）が必要となります。なお、自動車を使用した場合は通常の事業地域を越えた地点から1km当たり300円を請求します。
- 【福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与】の定期点検は6ヶ月に一度行い、使用状況や適合状況を確認します。
なおその際、料金は発生いたしません。

6. キャンセル

居宅サービス計画が作成された後にサービスの利用を中止される場合には、前日までにすみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。

◆キャンセル料はいただきません◆

7. 当社のサービス方針

- ① 介護保険法及び関連する法律を遵守し、施行規則の運営基準ののっとり事業運営を行います。
- ② 要介護高齢者の自立の支援や、介護者の介護負担の軽減に資する福祉用具を利用者の立場に立って選定・提供いたします。
- ③ 自らの努力でサービスの質の向上を目指し、常にその評価を行うと共に、評価に基づく改善を図るよう努力いたします。
- ④ 常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与・販売いたします。
- ⑤ 利用者からの苦情に適切に対応できるよう努めます。
- ⑥ 福祉用具専門相談員は利用者の希望、心身の状況及びおかれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画を作成し、利用者に説明した上で同意を得て交付します。
- ⑦ 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具貸与に関する情報を利用者に提供いたします。

8. 相談窓口、苦情対応や事故発生時の対応

○ サービスに関する相談や苦情及び事故についての対応窓口

福祉協同サービス 千葉営業所	電話番号 043-350-1515	FAX番号 043-350-1516
お客様相談窓口	相談責任者	対応時間(月～金) 9:00～18:00

○ お住まいの市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉市花見川区役所 高齢障害支援課介護保険室	電話番号 043-275-6401
千葉市稲毛区役所 高齢障害支援課介護保険室	電話番号 043-284-6242
千葉市中央区役所 高齢障害支援課介護保険室	電話番号 043-221-2198
千葉市美浜区役所 高齢障害支援課介護保険室	電話番号 043-270-4073
千葉市若葉区役所 高齢障害支援課介護保険室	電話番号 043-233-8265
千葉市緑区役所 高齢障害支援課介護保険室	電話番号 043-292-9491
市原市役所 保険福祉部 高齢者支援課	電話番号 0436-23-9873
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口	電話番号 043-254-7409

○ 利用者及び契約者の求めに応じてサービス提供記録を開示します。

○ 事故発生時の対応

利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関する居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。

○ 苦情、事故処理体制の整備

利用者や利用者の家族等から、苦情及び事故発生との連絡があった場合に対して、迅速かつ円滑な処理が行えるように、次のような苦情及び事故処理体制を整備する。

- ① 苦情・事故処理の担当者として上記担当者を配置する。
- ② 苦情・事故は担当者が必ず受け、[クレーム・アクシデント報告書]に必要事項を記入し、適切な再発防止策をとる。
- ③ 担当者不在時、基本的な事項については誰でも対応できるような体制と、担当者への確実な引き継ぎをする。
- ④ 担当者は管理者と相談の上、利用者に支障をきたさないように迅速に処理を行う。
- ⑤ 今後、同じような苦情、及び事故発生が起らないように、サービスの改善等を行う。

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 住所 東京都足立区柳原1-7-10
 事業者名 株式会社 福祉協同サービス
 代表者名 代表取締役社長 小川 一 八
 説明者 事業所名 株式会社福祉協同サービス 千葉営業所
 氏 名 印

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明に同意しました。
 商品の取扱説明書を受けとり、その扱い方法について説明に同意しました。

利用者 住所 氏 名 印
 代理人 住所 氏 名 印
 続 柄